太田市告示第１１９号

市道路線の廃止に関する告示

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第１項の規定に基づき次の市道路線を廃止したので、同条第３項において準用する同法第９条の規定により告示する。

その関係図面は、道路法施行規則（昭和２７年建設省令第２５号）第１条の２第２項の規定に基づき太田市役所都市政策部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和８年１０月１５日

太田市長　　穂　積　昌　信